

ID: 373

担当部署: 経済部 産業振興課

<p>処分の概要</p>	<p>使用料の徴収</p>		
<p>例 規 名 根 拠 条 項</p>	<p>駅前交流プラザ「よろ一な」条例 第18条第2項において読み替える場合の第12条第1項</p>		
<p>例 規 番 号</p>	<p>平成24年条例第35号</p>		
<p>【根拠条文】 (利用料金等) 第12条 利用料金及び冷暖房料は、別表に定める額の範囲内において指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。ただし、利用料金及び冷暖房料の算出において、10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。 2 利用者は、前項の規定による利用料金及び冷暖房料をあらかじめ指定管理者に納入しなければならない。ただし、指定管理者が特に認めたときは、この限りでない。 3 よろ一なの備付物件の利用料金は、規則で定めるものとする。 4 市長は、利用料金及び冷暖房料を指定管理者の収入として収受させることができる。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
<p>備考</p>			
<p>設 定 年 月 日</p>	<p>平成 28 年 8 月 15 日</p>	<p>最 終 変 更 年 月 日</p>	<p>令和元年 6 月 21 日</p>